

平成 30 年 5 月 30 日
自動車局 整備課
環境政策課

「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります

～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、全国で集中的に170回以上の街頭検査を実施するなど、平穏な生活環境を破壊する原因となっている違法マフラーなどの排除に向けた取組みを強化します。

1. 全国で177回の街頭検査を計画

国土交通省では、違法マフラーを装着したり、タイヤが車体外にはみ出した不正改造車を公道から排除するため、警察庁、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等との連携により街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令します。



違法マフラーの例



タイヤはみ出しの例

2. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・ マスメディア、ポスター及びチラシ（別紙2～4）等により広報を実施。
- ・ 全国のバス事業者（別紙5）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- ・ 自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。
- ・ 不正改造の認知度等を把握し、今後、重点分野を特定するためのアンケート調査を実施。

3. 不正改造車の排除のための情報収集等

- ・ 引き続き各運輸支局等に「不正改造車・黒煙110番」（別紙6）を設置。
- ・ 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して警告ハガキを送付し、不正改造の改修及びその結果の報告を求める。

【問い合わせ先】 自動車局 整備課 児島・稲田
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42428）・03-5253-8599（直通）
環境政策課 河野・副島
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）
FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。